2022 年度第２回市民参画推進会議

委員提出資料２

提出委員氏名　　松　本　　誠

市民参画条例の見直し　12 条関連の見直し課題について

諮問１の見直し課題と併せて審議すべき事項

１.審議会等の構成メンバーに、「無作為抽出市民」の枠を確保する

・　審議会等の構成メンバーを「市民の代表」となるように選出するのは、極めて難しい課題である。多用されている「各種団体の代表」は当該団体の代表であるにすぎない。改善策として多用されている「公募委員」も、手を挙げた市民を恣意的に選んだに過ぎず、選ばれた公募委員は必ずしも市民を代表しているわけではない。

・　そんな現状から、近年急速に広がっているのは「無作為抽出による市民代表」の方法である。例えば「選挙人台帳から統計的手法に基づく無作為抽出」された市民を委員の一定の枠に位置付ける方法である。学識者委員を除くすべての委員を「無作為抽出市民」で構成して審議を行っている自治体のケースもあるが、委員の一定の割合に公募委員を位置付けるように、一定の割合で無作為抽出委員を位置付ける方法によって、恣意的な選抜を少しでも回避することができる。

　この方法はすでに「裁判員制度」等によって実施されている。もちろん無作為抽出だから、抽出された本人が「辞退」したり、諸般の理由から任務を果たせないケースも多々出てくるから、その際はこれを想定したうえで多めに抽出した「無作為抽出市民代表名簿」から順次補充していくのは裁判員制度で実証済みである。

・　この方法はすでに全国的に採用が進んでおり、明石市も今回ジェンダー平等実現検討会から提案された審議会等の構成メンバーの見直しを行う機会に併せて、導入すればどうか？

２.審議会委員には当該審議事項についての知識や経験を有する適切な人材を選任する

・　審議会委員の選任に際しては、当該審議事項についての知識や経験、強い関心を持つ人材の選任に努めることが不可欠である。審議会の多くは短期間に、限られた回数の審議によって諮問事項を「市民あるいは学識経験者の代表」として審議し、その可否やあり方を答申しなければならない。審議に当たる協議の過程や結論について一人ひとりが責任をもって判断するためには、選任に際して上記のような適切な人材を選ぶことが必要である。

・　したがって、各種団体代表の枠からいわゆる「あて職（充て職）」の場合も、必ずしもその団体の代表者に限らず、当該審議事項に知識や関心を持つ当該団体の役員等を選任するように努めるべきである。

・　具体的には12条3項の「幅広い分野の中から適切な人材を選任すること」は、ほとんど意味を持たない条項であることから、第1項として「当該審議事項についての知識または経験を有する者、審議事項に関する活動または事業を行う者、審議事項の対象となる当事者、審議事項に関わる関係者および公募市民等の委員によって多様な市民の多様な意見によって、幅広い意見が反映されるようにすること」と改める。
・　この見直しによって、諮問事項1の③「多様な委員構成を求める表現の追記」にも対応することにもなる。

３.現行条例で表記の不具合、不適切な部分の修正に関わる事項

現行 12 条に掲げる「基準」の第 1 項について

・　現行 12 条に掲げる「基準」の第 1 項のうち、「年齢および居住地域の構成」は限られた人数の中で配慮することが難しく、実態的にもそのような配慮の余地がない。せいぜい「世代の構成」程度にとどめるべきではないか？
・　また、委員の「在**職**期間」や「兼**職**状況」の表現は適切か？「在**任**期間」「兼**任**の状況」に配慮する、が適切ではないか？
・　「男女の比率等に配慮」は別項で具体的に特筆されているので、重複している。
・　したがって、この基準は第 2 項として「委員の世代構成、在任期間、他の審議会等の委員との兼任状況に配慮する」に改める。

４.多様な委員構成と社会的に脆弱な立場にある人は障害者だけに限らない。

・　社会的に脆弱な立場にある人は障害者だけに限らない。審議会等の委員の選任基準として「障害を持つ委員の数は、委員総数の 1 割を下回らないようにすること」を付け加えることはそれでよいが、委員の構成や選任基準だけで「多様な市民の参画」を解決するのは難しい。条例の他の条項に関わる部分でも「脆弱な立場にある市民に対する合理的な配慮」を盛り込んで補完することが肝要である。
・　例えば第 14 条（意見交換会手続き）の 3 項に以下の項目を付け加える方法がある。
　「市長等は、意見交換手続を実施しようとするときは、包摂的共生社会（インクルーシブ社会）の理念に基づいた誰ひとり取り残さない市民参画が行われるよう、社会的に脆弱な立場にある市民に対する合理的な配慮に努めなければならない。」
・　現行の市民参画条例には「社会的に脆弱な立場にある市民に対する合理的な配慮」についての規定がない。審議会等の委員の数は限られており社会的に脆弱な立場にある多様な市民の参画を求めるには限界がある。しかし、意見交換会等の場では人数の制約が緩和されるので、市長等が異なる脆弱な立場の市民が、その他の立場が異なる市民と同時に意見交換するオープンな場を保障することによって補完できる。諮問1の③を反映するためにも、そのような「合理的配慮の提供」についての規定が必要ではないか？

５.第１２条の改正案

以上の提案趣旨から、第１２条の改正案を以下のように提案する。

第１２条　市長等は、審議会等手続を実施しようとするときは、次に掲げる基準に従い、審議会等の委員を選任するよう努めるものとする。

（１） 審議事項についての知識又は経験を有する者、市内において審議事項に関する活動又は事業を行う者、審議事項の対象となる当事者、審議事項のその他関係者及び公募市民等の委員によって幅広い意見が反映されるようにすること

（２） 委員の年齢構成、在任期間、他の審議会等の委員との兼任状況に配慮すること。

（３） 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の４割を下回らないようにすること。

（４） 障害を持つ委員の数は、委員総数の１割を下回らないようにすること。

（５） 委員総数の２割以上は、公募による市民の委員とすること。ただし、法令により委員の構成が定められているとき、その他公募の委員を選任しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

（６） 委員総数の２割以上は、無作為抽出による市民の委員とする。ただし書きは前項と同じ。

（７） 委員数は、２０人以内とすること。ただし、法令に定めのある場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。